

受給資格者 様

南砺市総合政策部 こども課長

児童扶養手当現況届及び ひとり親家庭等医療費助成現況届の提出について

児童扶養手当受給資格者（支給停止中を含む）の方、及びひとり親家庭等医療費助成の受給資格者の方は、毎年8月中に現況届等の提出が必要です。届出がない場合は11月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ずご本人がお越しのうえ、手続きくださいますようお願いいたします。

記

1. 受付期間・場所

期 間：令和8年8月3日（月）～8月31日（月）

（土・日・祝日を除く ※お盆期間も通常通り開庁しています。）

時 間：午前9時00分 ～ 午後4時00分

場 所：こども課 南砺市役所（福光本庁舎1階）南砺市荒木1550番地

※正午から午後1時の時間帯は混み合います。

その場合はお待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

2. 持参していただくもの

- （1）児童扶養手当証書（水色A5サイズ。現在支給停止中の方は不要）
- （2）ひとり親医療費助成現況届（同封の用紙）
- （3）加入保険のわかる資格確認書、マイナ保険証等（親子全員分）
（医療費助成用に親と対象の子どもの分が必要）

※マイナ保険証の場合：マイナポータルにてマイナ保険証「医療保険の資格情報」PDFを取得し提出いただきます。マイナンバーカードを持参ください。（面談時に提出用フォームからPDFを提出いただきます）。

- （4）養育費等に関する申告書（同封してある方のみ）
- （5）児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届（同封してある方のみ）

受給者が公的年金等を受給している場合

- （6）公的年金等の受給額が分かるもの
（年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書など）

受給者と対象児童が住所を別にしている場合

- （7）別居監護申立書
（児童の住所が市外の場合、児童の属する世帯全員の住民票の添付が必要）

外国人の方

(8) 在留カード

※現況届には勤務先の名前、電話番号、住所等を記載する欄があります。あらかじめご準備ください。

※ご注意ください！※

本人、扶養義務者で令和7年中の所得が未申告の方は、申告をしていただく必要があります。現況届提出時に未申告の場合は、申告をお願いすることがありますので、可能な限り提出前に所得の申告をしておいてください。

～休職中の方や、転職をお考えの方へ～

現況届期間中の8月21日（金）に、ハローワークの相談員による就労相談窓口を設置しておりますので、相談をご希望の方は同封のチラシをご確認ください。

【事務担当】南砺市総合政策部 こども課 鶴井、東
Tel 0763-23-2010

令和8年7月から、窓口受付時間を短縮運用しています

窓口受付時間：平日9時から16時まで

上記以外(8時30～9時、16時から17時)の受付時間をご希望の場合は、南砺市公式LINEからご予約ください。

※南砺市公式LINEはこちらから⇒

